

3 測定結果（個表）

〈 個 表 の 見 方 〉

- 1 「平均」は日間平均値の年度平均値を表す。
- 2 「最小値」、「最大値」は総検体数中の最小値及び最大値を表す。
- 3 「m/n」とは「環境基準に適合していない検体数/総検体数」を表す。
ただし、同欄において環境基準に具体的数値が規定されていない項目、環境基準の水域類型の未指定の地点及び環境基準以外の項目においては、「-/総検体数」と表示している。
- 4 「x/y」とは「環境基準に不適合の日数/総測定日数」を表す。
(xは、日間平均値が環境基準を満たしていない日数)
ただし、通日調査が翌日に至る場合でも、測定日数は1日と数える。
- 5 「75%値」とは年間のy個の日間平均値の全データ(y個:前項の総測定日数と同じ数)をその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times y$ 番目(整数でない場合は端数を切り上げた整数番目)にくる数値を表す。
- 6 「90%値」とは年間のy個の日間平均値の全データ(y個:前項の総測定日数と同じ数)をその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.9 \times y$ 番目(整数でない場合は端数を切り上げた整数番目)にくる数値を表す。
- 7 「中央値」とは日間平均値を大小の順に並べたとき、中央にくる数値を表す。(日間平均値のデータ数yが偶数の場合は2つの中央値の算術平均値)
- 8 「k/n」とは「報告下限値以上の検体数/総検体数」を表す。
- 9 海域においては、表層は水深0.5m、中層は水深2m、下層は海底直上0.5~1m地点の水質を示し、全層は表層・中層・底層の水質の平均値を表す。
- 10 大腸菌群数等における $2.5E+01$ とは $2.5 \times 10^1 (=25)$ を、 $2.5E-01$ とは $2.5 \times 10^{-1} (=0.25)$ を表す。
- 11 定量下限値、定量下限値未満の表記方法及び測定方法については次表による。
- 12 「2. 月別測定結果」中「*」は、環境基準を超えた検体を示す。
- 13 「日間最大」とは、日間平均値の最大値を表す。
- 14 「日間最小」とは、日間平均値の最小値を表す。

公共用水域の測定項目、測定方法及び報告下限値

	測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の12.1に定める方法	—	—
	溶存酸素量(DO)	規格K0102の32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	0.5	<0.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	規格K0102の21に定める方法	0.5	<0.5
	化学的酸素要求量(COD)	規格K0102の17に定める方法	0.5	<0.5
	ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)	昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表14に掲げる方法	0.5	ND
	浮遊物質(SS)	告示付表9に掲げる方法	1	<1
	大腸菌数	告示付表10に掲げる方法	1 (CFU/100mL)	<1
	全窒素	規格K0102の45.2、45.3、45.4又は45.6(規格K0102の45の備考3を除く。2イにおいて同じ。)に定める方法(ただし海域にあっては規格K0102の45.4又は45.6に定める方法)	0.05	<0.05
	全りん	規格K0102の46.3(規格K0102の46の備考9を除く。2イにおいて同じ。)に定める方法(ただし海域にあっては規格K0102の46.3に定める方法)	0.003	<0.003
	全亜鉛	規格K0102の53に定める方法	0.001	<0.001
	ノニルフェノール	告示付表11に掲げる方法	0.00006	<0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	告示付表12に掲げる方法	0.0006	<0.0006
底層DO	規格K0102の32に定める方法又は告示付表13に掲げる方法	0.5	<0.5	
健康項目	カドミウム	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法	0.0003	<0.0003
	全シアン	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は告示付表1に掲げる方法	0.1	ND
	鉛	規格K0102の54に定める方法	0.005	<0.005
	六価クロム	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合は、原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5の備考11b)に定める方法による場合、試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格K0102の65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合、2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	0.01	<0.01
	ひ素	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法	0.005	<0.005
	総水銀	告示付表2に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	告示付表3に掲げる方法	0.0005	ND
	PCB	告示付表4に掲げる方法	0.0005	ND
	ジクロロメタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002	<0.002
	四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005	<0.0005

	測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
健康項目	1,1,2-トリクロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	同上	0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン	同上	0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002	<0.0002
	チウラム	告示付表5に掲げる方法	0.0006	<0.0006
	シマジン	告示付表6に掲げる方法	0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	同上	0.002	<0.002
	ベンゼン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001	<0.001
	セレン	K0102 の規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法	0.02	<0.02
		亜硝酸性窒素にあつては、規格 K0102 の 43.1 に定める方法	0.01	<0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	0.03	<0.03
	ふっ素	規格 K0102 の 34.1 (規格 K0102 の 34 の備考1を除く。)若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.1c) (注(2)第三文及び規格 K0102 の 34 の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び告示付表7に掲げる方法	0.08	<0.08
ほう素	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	0.03	<0.03	
1,4-ジオキサン	告示付表8に掲げる方法	0.005	<0.005	
その他項目	銅	規格 K0102 の 52.2、52.4 又は 52.5 に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性鉄	規格 M0202 の 32.a).2)又は 32.a).3)及び規格 K0102 の 57.2 又は 57.4 に定める方法若しくはこれらと同等程度と認められる方法	0.01	<0.01
	溶解性マンガン	規格 M0202 の 33.a).2)又は 33.a).3)及び規格 K0102 の 56.2、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.01	<0.01
	総クロム	規格 K0102 の 65.1 に定める方法	0.03	<0.03
	アンモニア性窒素	海洋観測指針及び上水試験方法に掲げる方法若しくは規格 K0102 の 42.2 又は規格 K0102 の 42.6 により測定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じたもの	0.02	<0.02
	りん酸態りん	海洋観測指針及び規格 K0102 の 46.1 により測定されたりん酸イオンの濃度に換算係数 0.3261 を乗じたもの	0.01	<0.01
	塩化物イオン(河川に限る)	規格 K0102 の 35 に定める方法	—	—
	塩分	海洋観測指針 5.3(サリメーターによる方法)に掲げる方法	—	—
	クロロフィルa	海洋観測指針及び上水試験方法又は河川水質試験方法(案) (平成 21 年 3 月 国土交通省水質連絡会)に掲げる方法	0.2(μg/L)	<0.2
	トリハロメタン生成能	平成 7 年環境庁告示第 30 号に定める方法	0.0005	<0.0005
要監視項目	クロロホルム	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0006	<0.0006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
	イソキサチオン	平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知(以下「平成5年通知」という。)付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	<0.0008
	ダイアジノン	同上	0.0005	<0.0005

測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
フェニトロチオン(MEP)	平成5年通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	<0.0003
イソプロチオラン	同上	0.004	<0.004
オキシ銅(有機銅)	平成5年通知付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
クロロタロニル(TPN)	平成5年通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
プロピザミド	同上	0.0008	<0.0008
EPN	同上	0.0006	<0.0006
ジクロロボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
フェノブカルブ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
イプロベンホス(IBP)	同上	0.0008	<0.0008
クロルニトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
トルエン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
キシレン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	平成5年通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
ニッケル	規格 K0102 の 59.3 に定める方法又は平成5年通知付表4若しくは平成5年通知付表5に掲げる方法	0.005	<0.005
モリブデン	規格 K0102 の 68.2 に定める方法又は平成5年通知付表4若しくは平成5年通知付表5に掲げる方法	0.01	<0.01
アンチモン	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知(以下「平成16年通知」という。)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.002	<0.002
塩化ビニルモノマー	平成16年通知付表1に掲げる方法	0.0002	<0.0002
エピクロロヒドリン	平成16年通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
全マンガン	規格 K0102 の 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	<0.02
ウラン	平成16年通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002
フェノール	平成15年11月5日付け環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知(以下「平成15年通知」という。)付表1に掲げる方法	0.001	<0.001
ホルムアルデヒド	平成15年通知付表2に掲げる方法	0.003	<0.003
4-tert-オクチルフェノール	平成25年3月27日付け環水大発第1303272号環境省水・大気環境局長通知(以下「平成25年通知」という。)付表1に掲げる方法	0.0001	<0.0001
アニリン	平成25年通知付表2に掲げる方法	0.002	<0.002
2,4-ジクロロフェノール	平成25年通知付表3に掲げる方法	0.0003	<0.0003
ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS)	令和2年5月28日付け環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知付表1に掲げる方法	2.5(ng/L)	<2.5
ペルフルオロオクタン 酸(PFOA)		2.5(ng/L)	<2.5
PFOS 及び PFOA		5(ng/L)	<5
透明度	海洋観測指針に掲げる方法	—	—
全有機炭素(TOC)	平成24年3月30日付け環水大発第120330018号環境省水・大気環境局長通知別添3の2.表1に掲げる方法	0.3	<0.3

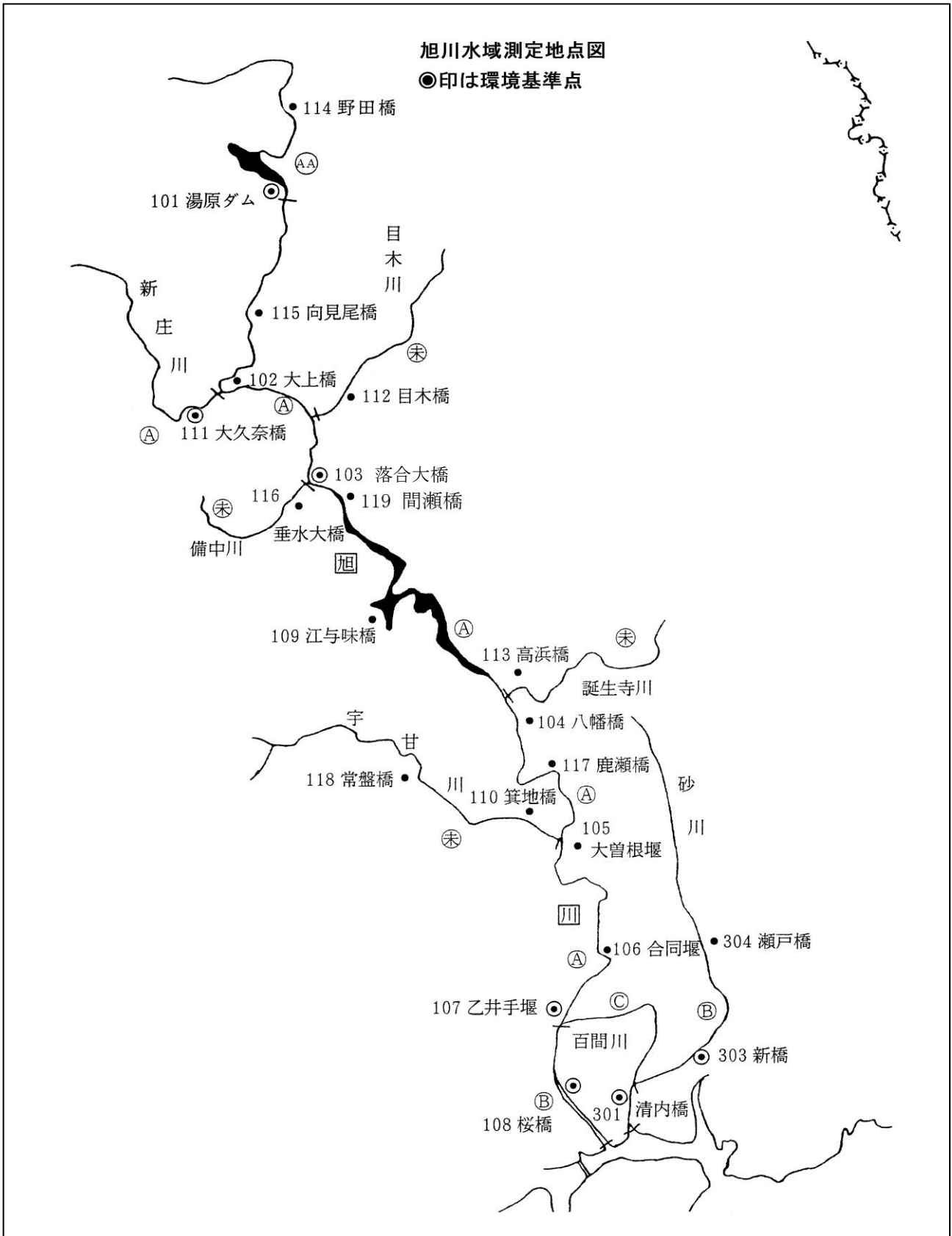
要
監
視
項
目

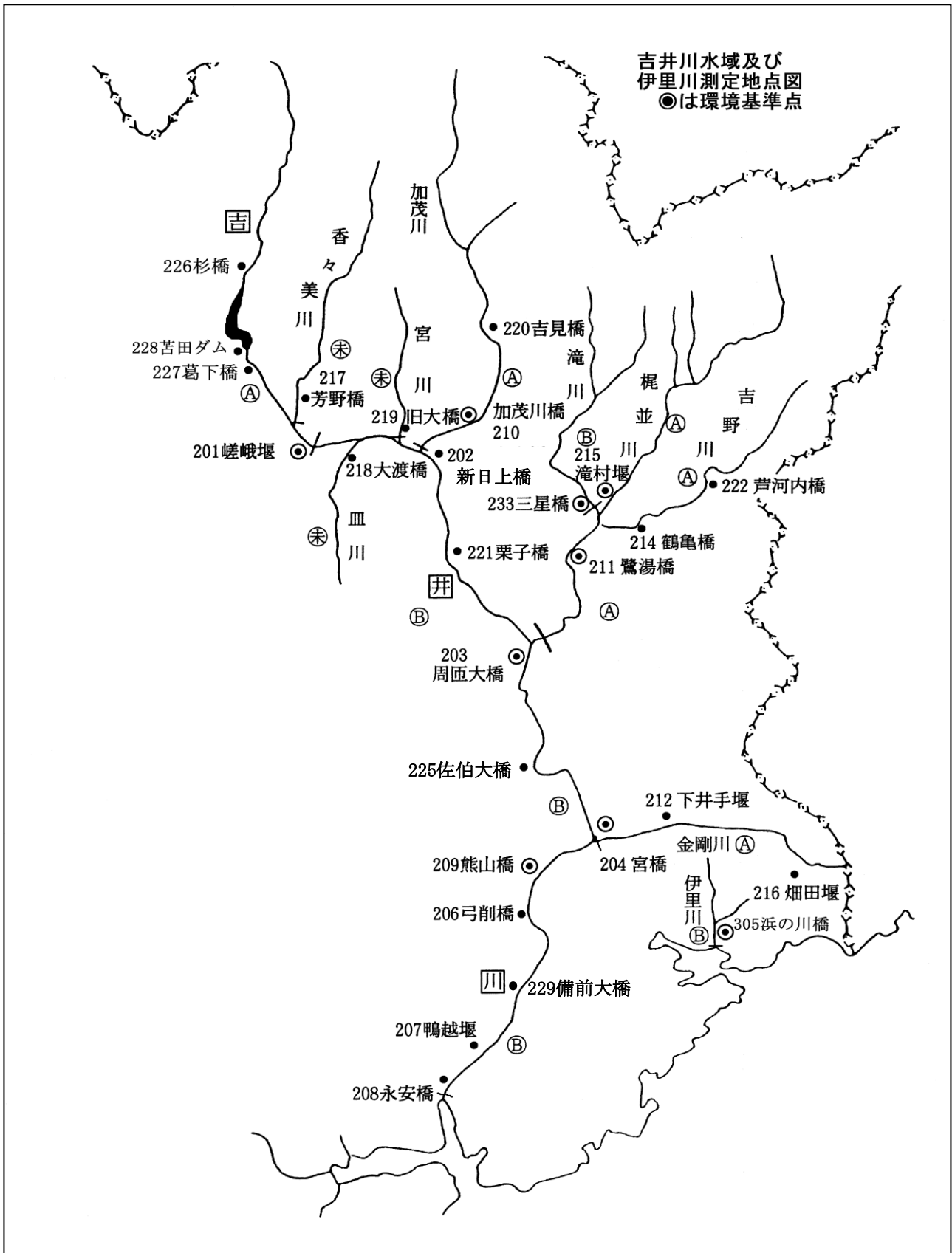
要
測
定
指
標

備考

- 1 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。
- 2 数値の取り扱いについては「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成13年環水企第92号）」による。







笹ヶ瀬川水域及び倉敷川水域測定地点図
●印は環境基準点

